

永住資格取消し制度に関する緊急記者レク

永住許可をめぐる概況

NPO法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 共同代表理事
国士舘大学文学部教員
鈴木 江理子

<永住許可要件>

⇒参考資料1参照

- 入管法第22条（永住許可）
- 永住許可のガイドライン（23年12月改訂）
 - 1 法律上の要件
 - (1) 素行善良要件：法令を遵守し住民として社会的に非難されることのない生活を送っていること
 - (2) 独立生計要件：公共の負担にならず安定した生活を送っていること
 - (3) 国益要件：その者の永住が日本国の利益になると認められること
 - 2 原則10年在留に関する特例

<永住許可に係る検討>

新しい在留管理制度の創設

⇒参考資料1,2参照

- 2009年改定入管法附則第60条の3（検討）
「特別永住者」に準ずる永住者（旧植民地出身者）
について、**生活の安定性に資するとの観点からの**在留管理を検討



検討結果は？

- 入管庁担当者の回答
 - ・ 検討状況をたずねたところ、長く、**諸外国の状況を調査中**との回答
 - ・ ようやく17年11月、諸外国比較の資料が提供されたが、23年11月の移住連省庁交渉では「**慎重に検討中。現時点では説明は困難**」との回答

- 基本的法制度に関する世論調査（2019年11月）

4. 永住者の在り方

- (1) 永住者数は多いか
- (2) 永住許可に必要な要件
- (3) 永住許可を取り消す制度の賛否
ア 永住許可の取消し要件

**恣意的・誘導的な
質問と選択肢！**

⇒参考資料3参照₄

4 永住者の在り方

(1) 永住者数は多いか

(資料4を提示して調査対象者に読んでもらってから質問)

問8 あなたは、日本の永住者数を多いと思いますか。この中から1つだけお答えください。

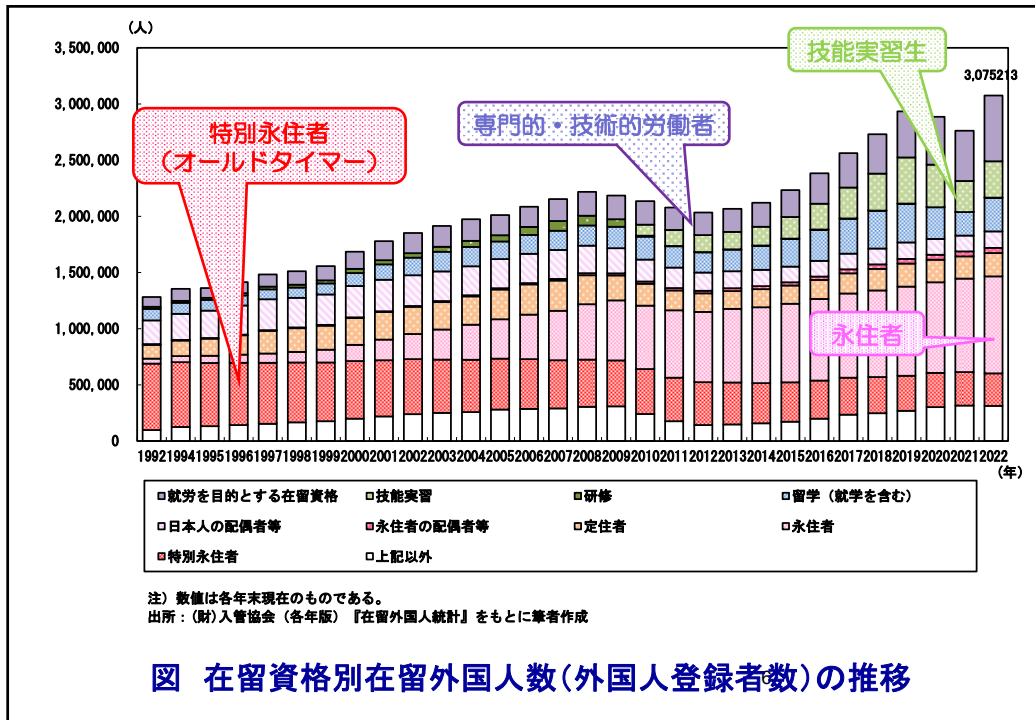
	令和元年11月
・多いと思う (小計)	38.3%
・多いと思う	16.8%
・どちらかといえば多いと思う	21.5%
・適当だと思う	29.2%
・少ないと思う (小計)	18.6%
・どちらかといえば少ないと思う	13.1%
・少ないと思う	5.5%
・わからない	13.9%

【資料4】

日本に住む外国人は、原則として、日本での活動内容や在留期間が定められており、活動内容の変更や在留期間の延長をする場合は、その度に許可を受けなければなりません。

しかし、日本での在留実績などを踏まえて永住許可を受け「永住者」となると、在留期間が無期限となり、日本での活動にも制限がなくなります。

なお、永住者は、平成10年末時点で約9万人、平成20年末時点で約49万人、平成30年末時点で約77万人となっています。



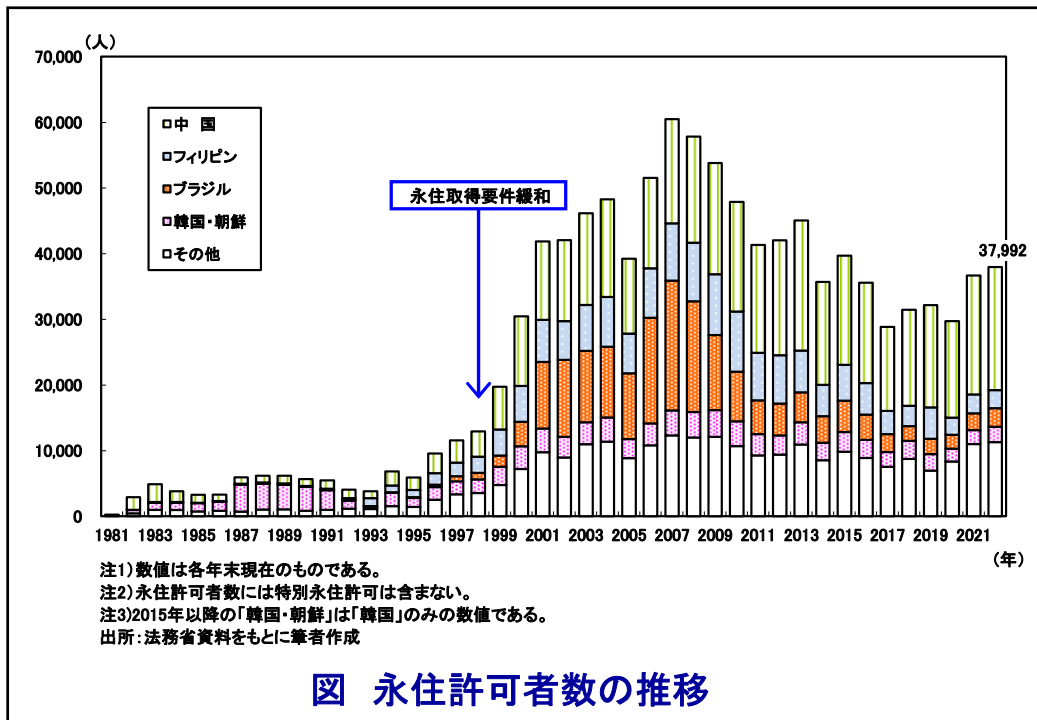


図 永住許可者数の推移

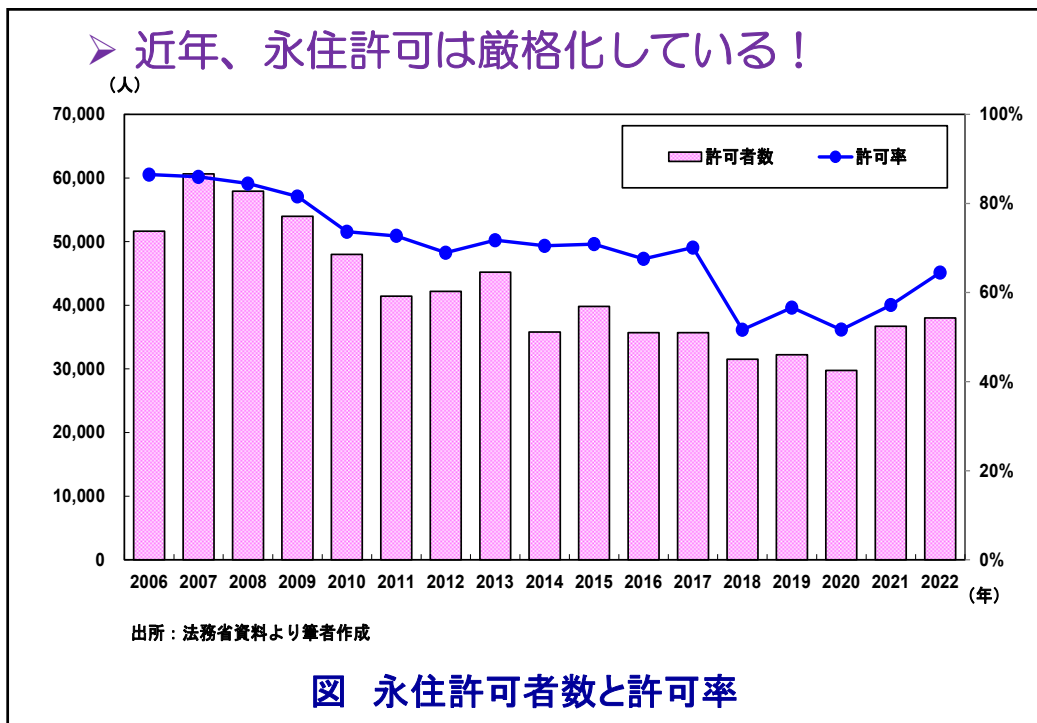


図 永住許可者数と許可率

(2) 永住許可に必要な要件

問9 あなたは、外国人に永住を許可する際、どのような要件が必要だと思いますか。
この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

	(上位4項目) 令和元年11月
・犯罪歴がないこと	73.7%
・税金や社会保険料を納めていること	71.6%
・ <u>不法入国、不法残留、不法就労</u> など出入国管理及び難民認定法に違反したことがないこと	61.3%
・自力で暮らしていける程度の収入や資産があること	53.9%

(3) 永住許可を取り消す制度の賛否

(資料5を提示して調査対象者に読んでもらってから質問)

問10 あなたは、一度永住許可された人に対し、永住許可された時の要件を満たさなくなった場合に、その永住許可を取り消して、再び活動内容や在留期間に制限がある立場に変更する制度を設けることに賛成ですか、それとも反対ですか。

- ・賛成
- ・反対
- ・わからない

退去強制事由や在留資格取消し事由に該当すれば、永住者でも在留資格を失う!

令和元年11月
74.8%
14.6%
10.6%

【資料5】

永住許可は、一定期間日本に住んでいる外国人のうち、素行善良要件（法令を遵守し住民として社会的に非難されることのないこと）、独立生計要件（公共の負担にならず安定した生活を送っていること）、国益要件（その者の永住が日本国の利益になると認められること）を満たしていることにより、将来にわたって生活状況に問題がないと想定される外国人に対し、日本に永住できる地位を付与するものです。

現在の永住許可制度では、一度永住を許可されると、許可後に永住許可時の要件を満たさなくなった場合に、永住許可が取り消されることはありません。

ア 永住許可の取消し要件

更問（問10で「賛成」と答えた方（1,176人）に）

あなたは、永住許可を取り消す制度を設けることとしたら、どのような場合に取り消すべきだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。（複数回答）

（上位4項目）
令和元年11月

・ 犯罪を犯して禁錮以上の刑に処せられた（執行猶予の言渡しを受けた場合を含む。）場合	81.0%
・ 税金や社会保険料を納めなくなった場合	73.2%
・ 生活保護を受けるようになった場合	39.8%
・ 日本人と結婚していることによって、通常より早く永住を許可された外国人が、その後すぐに離婚した場合	38.3%

➤ 22年度版総合的対応策（23年度版も同じ）

- ・ 永住許可の予見可能性を高めるため、独立生計要件及び国益要件における収入の目安額を設定するなど、**手続の透明性確保の観点から統一的な指針を示す必要がある。**
- ・ また、永住許可後に永住者としての要件を満たさなくなったと思われる事案に**対処できる仕組みを構築**する必要がある。
- ・ 「永住者」の在り方について、その**許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等**について、**諸外国の制度及び許可後の状況調査**を参考としつつ見直しについて必要な検討を行っていく。

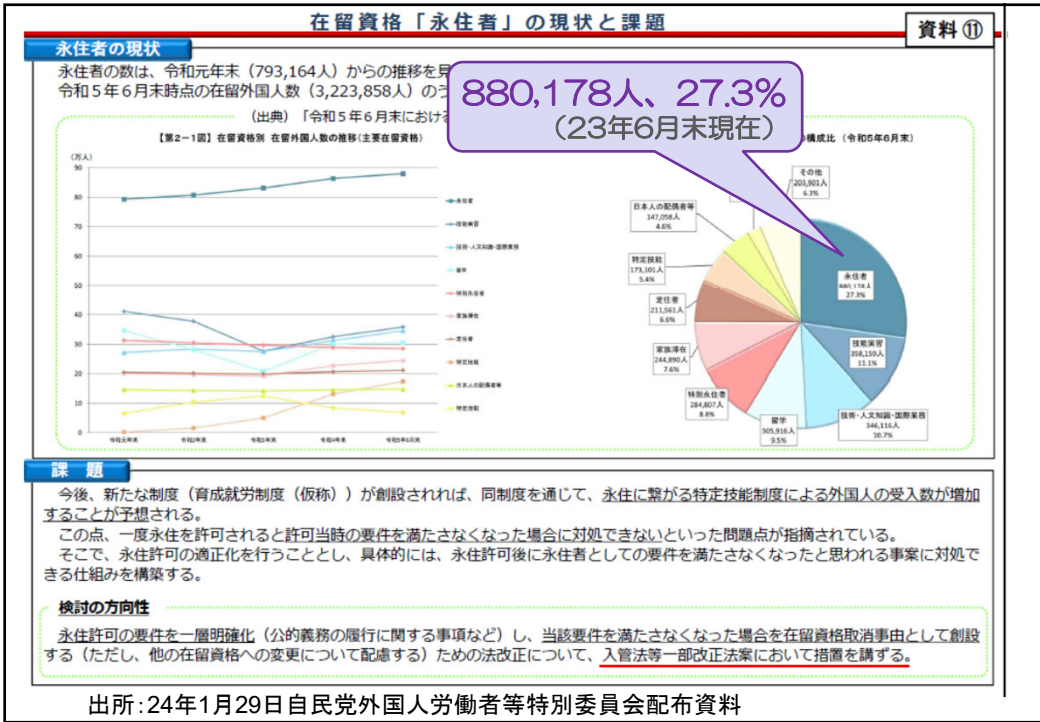
↓ 検討状況は？

➤ **入管庁担当者の回答**

- 様々な御意見・御要望の把握や諸外国における制度の調査等を進めつつ検討を行っているところであり、現時点で調査結果をお答えすることは困難
- 取消し制度の導入も含めて検討中
(2023年11月、移住連省庁交渉)

【重点事項4】共生社会の基盤整備に向けた取組							【法務省】
(3) -カ 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築							
「永住者」の在り方等に係る検討 (98)							
5年後の目標	永住許可後、永住を許可し続けることが必ずしも適切ではないと思われる事案について、諸外国の制度も参考にしつつ、永住許可の取消しの可否を含め、対応方針を確定する。						
概要	<「永住者」の在り方について検討> 永住許可の予見可能性を高める意味での永住許可要件の更なる明確化や審査方法等の検討に加え、永住許可後の事情の変更について、永住許可後に永住許可要件を満たさなくなったと思われる事案等について、永住許可の取消しを含めて対処できる仕組みの構築を検討する。						
ロードマップ	具体的施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	KPI指標
	永住許可後の事情変更に応じた審査方法の見直しを含めた「永住者」の在り方の検討	「永住者」の許可要件明確化・永住許可に係る審査方法等の検討、結論 永住許可後の事情変更等による永住許可取消可否の検討、結論			検討結果を踏まえ、永住許可に係る新たな審査及び許可後の事情変更等に係る新たな制度の運用を必要かつ可能な範囲で実施		検討結果を踏まえ必要な措置を実施

出所：関係閣僚会議(2022)「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(23年6月一部改訂)



- **自民党外国人労働者等特別委員会提言（23/12/14）**
 - ・ 新制度によって永住に繋がる就労者が**大幅に増える**ことが予想される為、**永住許可の制度の適正化**を検討すること
- **特別委員会配布入管庁資料（24/1/29）**
 - ・ 永住に繋がる特定技能制度による外国人の受入数が**増加**することが予想されることが、課題として記載
 ⇒ **課題??????**



- ◆ 「永住者」が増えることは、なぜ問題と捉えるのか？
- ◆ むしろ、「共生社会の実現」という視点からみれば、より安定的に安心して日本で暮らす外国人が増えることは好ましいことではないか？
- ◆ 求められる取組みは、安定的に安心して暮らすことができる制度や環境をつくっていくことではないか？

17

<永住資格の取消しは？>

⇒参考資料参照

- 入管法第22条の4（在留資格の取消し）
 - 「偽装」滞在者対策として、04年改定入管法で追加（同年12月施行）
 - 09年改定入管法（12年7月施行）、16年改定入管法（17年1月施行）で、取消し事由追加
 - 22年までの累計で7,740人が取消し、うち永住者は124人
 - 新たに「永住者」を対象として、「永住許可の要件を満たさなくなった場合」といった事由を追加するのか？
 - マイナンバーカードと在留カードの一体化が予定されているので、マイナンバーカードを活用し、永住者の状況を把握するのか？